

## 第30回美幌ふるさと祭り

# 手作り出店の手引き

※出店申請に際して、必ずお読みください。

※手引きに記載されている注意事項等を遵守できる方のみ参加できます。

※出店従事者に関する注意事項については、別紙（ピンクの用紙）にまとめておりますので、ご参照ください。

美幌町手作り出店実行委員会

## 美幌ふるさと祭りの趣旨

「美幌ふるさと祭り」は、暴力団の資金源を絶つため、祭りから暴力団の関係する露店を排除し、あわせて青少年の健全育成及び町民手作りによる美幌のふるさと祭りを目指し、平成4年度から実施しているものです。

### A 出店について

#### 1 出店資格

- (1) 出店は、美幌町内在住者（個人、法人、機関、団体、サークル等）とします。  
ただし、従来から実行委員会が出店を依頼している方は認めます。
- (2) 出店手伝者に限り、町外在住者でも町内で勤務しており、職場から雇用証明書が発行された場合のみ、出店手伝者として登録可能とします。（あくまでも手伝い者であり、責任者は町内在住者とします。）

#### 2 出店に係る規制事項等

- (1) 暴力団及び暴力団関係者の出店並びに手伝いは、一切認めません。
- (2) 露店商の出店及び手伝いは認めません。（実行委員会の許可者は除く。）
- (3) 出店は、必ず責任者が中心になり行うこととし、「**名義貸し**」は認めません。
- (4) 出店のアルバイトとして、家族であっても小学生、中学生、高校生は認めません。
- (6) 期限が過ぎてからの手伝者の追加は認めません。余裕のある体制を組んで、申し込みしてください。
- (7) 暴力団、暴力団関係者及び露店商関係者からの器具の借用についても認めません。

#### 3 出店の場所及び日時

- (1) 出店場所は、大通南1丁目から南3丁目の間とし、実行委員会で区画を指定します。
- (2) テント外（テント裏、横、前）を飲食、販売等で使用することは禁止しています。
- (3) 出店日時は次のとおり。（営業時間厳守）

4日（月）	午後 4時から午後 9時まで
5日（火）	午前10時から午後 9時まで
6日（水）	午前10時から午後 9時まで

#### 4 出店申し込みの提出書類

- (1) 出店申込書（出店手伝い者名簿を含む）
- (2) 誓約書
- (3) 出店従事者の本人確認ができるもの（全員分）

- ・町内在住者…運転免許証や保険証などのコピー
- ・町外在住者…運転免許証や保険証などのコピー、  
職場や雇い主から雇用されていることを証明する書類

#### B 価格について

- 1 やきとり、ヨーヨー、ホットドッグ、フランクフルト、わたあめ、おでん等は下記のとおり最低価格を設定いたします。

商品名	最低価格	商品名	最低価格
やきとり	1本・・・60円から	わたあめ	1袋・・・250円から
ヨーヨー	1個・・・100円から	おでん	1本・・・70円から
ホットドッグ	1本・・・200円から	焼きそば	1パック・・・250円から
フランクフルト	1本・・・150円から	フライドポテト	1袋・・・150円から
たい焼き	1個・・・100円から	トロピカルジュース	1杯・・・100円から

- ※ 9月4日、5日、6日の3日間とも上記の最低価格を守っていただきます。  
ただし、6日の午後1時から価格は自由といたします。

#### C 食品を取り扱う出店について

- 1 食品を取り扱う出店は、事前に北見保健所の臨時営業許可を受ける必要があります。申請は祭りの1か月前からできますので、直接北見保健所で許可を受けてください。申請には北海道収入証紙が必要となります。（保健所で購入できます。）
- 2 食品を取り扱う出店をする際は食品衛生責任者の設置が必要です。資格がない方は必ず資格を取得してから出店をしてください。（詳しくは北見地方食品衛生協会へ）
- 3 食品の取り扱いについては、別紙「臨時営業における注意事項」をご覧ください。
- 4 調理中の飲酒・喫煙は禁止します。

## D 火気使用器具等の取り扱いについて

### 1 プロパンガス

- (1) コンロ、その他燃料器具等に使用するホースの接続部は、事故のないようホースバンド等で確実に締めつけてください。
- (2) 燃料器具等の周辺には、可燃物等を置かないようにし、また、火の取り扱いには十分注意してください。
- (3) ガスの使用後には元栓の閉鎖を必ず行ってください。
- (4) コンロを置く台は、不燃のものを使用し、可燃のものは使用しないでください。

### 2 危険物（灯油、軽油）

- (1) 灯油等を貯蔵して取り扱う場合には、密封できる容器に少しずつ小分けして使用するとともに、安全な場所に保管してください。
- (2) 給油は、使用器具等の消火を確実に確認した後に行ってください。
- (3) ガソリンなど引火性の高い物の貯蔵及び取り扱いは、一切認めません。

### 3 電気器具

- (1) 電球等の発熱器具を使用する場合には、テントなどの可燃物等に接触しないように取り付けてください。
- (2) 一つの電線を多数の分岐回路（タコ足配線）で使用しないでください。
- (3) テント内の電球、配線等の用意、費用負担は出店者自身となります。
- (4) 1テント当たりの電球個数は、テントのサイズが3.6m×2.7mで2～3個です。
- (5) 閉店後でも事故防止等のため、電球1個を点けておいてください。  
(点けておく電球は、テントに接触しないようにしてください。)
- (6) 祭り会場で使用できる電気容量には限界があり、1テントにつき約6アンペア  
(参考：200wの電球3個)を考えております。電子レンジやホットプレートを使用する場合、電気の全体容量を考えて判断しますので、必ず事前に許可を受けてください。
- (7) 北海道電力より、7月1日から9月30日までの期間、節電が呼びかけられています。使用する電球を「白熱球」タイプから「LED」タイプに替えると、消費電力を抑えることができますので、御協力をお願いします。

#### 4 その他

- (1) 水バケツは各自用意し、閉店後は、必ず火気器具の点検を実施してください。
- (2) 9月4日、午後2時頃から消防署の職員による火器状態の検査があります。
- (3) 火災予防条例により、火気等を取扱う露店等に「消火器の準備」が義務づけられています。「業務用」と記載された消火器を用意してください。

### E 出店営業に際して

#### 1 価格（値段）表の掲示について

商品の「値段」は店内のわかりやすい所に掲示してください。

#### 2 宣伝活動について

まぎらわしい宣伝、言動等、他人に迷惑をかけないようにしてください。

#### 3 清掃について

店の内外の清掃は随時行い、常に清潔を保ってください。

#### 4 前売券について

**前売券の販売は禁止しています。**

#### 5 ごみの出し方

- (1) 出店者が営業で生じたゴミ（資源ゴミ、一般ゴミ）は、全て持ち帰っていただきます。

◎資源ゴミ（アルミ缶、スチール缶、新聞紙類、雑誌類、びん類、紙パック類、段ボール類、ペットボトル、発泡スチロール、食用廃油、その他プラスチック容器等）

◎一般ゴミ（生ごみ、割り箸等）

**※一般ゴミは、出店者の責任で持ち帰り、指定ゴミ袋に入れて収集日に出してください。**

また、資源ゴミは持ち帰った方の住んでいる地域の資源物収集日に出すか、直接、森商会又は町のリサイクルセンターに搬入してください。

- (2) 持ち帰ったごみは、分別を徹底してください。
  - (3) 木炭の灰など火の気があるものは、各団体で責任を持って処理してください。  
**※完全に消火されたことを確認して持ち帰ってください。**
  - (4) 来場者に販売した容器などは、他店で販売されたものであっても、積極的に引き取ってください。
  - (5) 出店者は、閉店後に全員で行う会場周辺のゴミ拾いに必ず参加してください。
- 6 水道は、会場内に設置された3ヵ所を利用してください。
  - 7 テント内で発生した雑排水は、水道施設の流し台から捨てることとし、道路の側溝には絶対に捨てないでください。

※食品を含む水を捨てるときは、設置してあるザルを必ず通して捨てるとともに、残飯は必ず持ち帰って処理してください。

8 油脂類は、雑排水として捨てないこととし、必ず持ち帰ってください。

9 例年、道路が油污れでひどくなっています。食品取扱店については、道路に直接、油等が落ちないように鉄板などの不燃物を焼き台の下に敷いて、道路が汚れないようにしてください。

10 出店時間は厳守してください。販売する物が途中でなくなってしまっても、テント等を閉めたり片付けないようにしてください。また、電気を消すことも止めてください。

11 看板は出店者で各自用意してください。（特色ある看板の掲示をお願いいたします。）

12 出店者及び手伝い者は、実行委員会がネームプレートを作成し、配布いたしますので、必ず着用してください。

## F テントの交付、設営、撤去について

1 3日のテント設営には、1出店者1名の参加をお願いします。

4日のテント立ち上げ作業は、出店者により午前11時からお願いします。

6日のテント撤去については、午後9時のまつり終了後作業願います。

2 風等によりテントが倒れることがありますので、横幕を張り、必ず重しをつけてください。

3 用具等の搬入による会場内への車両通行は4日のテント立ち上げ終了後（正午頃）としますが、道路交通法上、会場内には実行委員会へ登録した許可車しか入れません。（警察に検挙されます。）

テントの立ち上げ作業と並行しますので、入場する際には、安全確認をした上で、実行委員会の指示に従ってください。

実行委員会の準備が整っていない場合は、搬入時間を変更する場合がありますのでご協力ください。また、4日午後3時で搬入車両は通行禁止となりますので厳守してください。

なお、会場通路が狭いので、事故のないよう搬入してください。

4 9月6日のお祭り終了時間は、午後9時（悪天候などの状況によって時間が早くなることもあります）です。終了後は速やかにテントを撤去してください。

5 終了後のテント撤収方法については、天幕及び横幕をそれぞれ袋に入れ、テントの脚をたたんで種類毎にひもで束ね、近隣住民や通行する方の邪魔にならない場所に置いてください。

6 会場内への車両通行は、安全上、一般来場者が全ていなくなってからとします。

車両が通行できる時間や道路については、実行委員会が放送でお知らせしますので、放送前には絶対に会場内へ乗り入れることのないようお願いいたします。

## G 区割について

- 1 区割については、警察署の道路使用許可を受け次第（8月下旬）、出店者に対し図面、位置等を通知します。

区画表については、当日（9月4日）会場においてもパンフレットを配付します。

## H 出店料等について

- 1 実行委員会に納めていただく出店料は以下のとおりです。（前回と金額は変更ありません）

### 【1テント当たりの出店料内訳】

区 分	R1納付金	
道路占用許可申請料(美幌町)	500円/テント	R1廃止
道路使用許可申請料(警察署)	2,500円/店	
水道料 (町水道)	500円/店	
電気設備敷設使用料(実行委)	8,000円/テント	H19改定
テント清掃・運搬料(実行委)	5,800円/テント	H28廃止
出店清掃管理料 (実行委)	700円/食品店	H25新設
有料ゴミ処分料等 (実行委)	500円/食品店 100円/その他	H17新設
出店管理料 (実行委)	6,500円/テント	H25改定
<b>1テントの出店料</b>	<b>18,700円/食品店</b> <b>17,600円/その他</b>	

### 【テント数別出店料】

数	食 品	その他
1	18,700円	17,600円
2	33,900円	32,100円
3	49,100円	46,600円
4	64,300円	61,100円
5	79,500円	75,600円

- 2 食品を扱う場合は、保健所にて臨時営業許可の申請をし、別途「臨時営業許可申請料」（1テント当たり2,200円）を納める必要があります。
- 3 電子レンジやホットプレートの使用許可を受けた場合は、電気使用料が増額となります。

## I その他

- 1 暴力団関係者による嫌がらせ等があれば、直ちに実行委員会又は美幌警察署に連絡してください。
- 2 小学生の外出時間は午後6時（保護者同伴の場合は除く）、中学生は午後9時、高校生は午後10時となっていますので、指定された時間以外に子供達が外出しているのを見かけた場合は、指導等をお願いします。
- 3 景品については、お金、金券（図書券、文具券等）を用いることは禁止しています。
- 4 会場周辺に「出店者用駐車場」を設けていますが、駐車場の確保に限度があり、**1出店者1台**に限らせていただきます。乗り合わせたり、バスやもーびーを利用するなどして、違法駐車は絶対しないでください。また、「出店者駐車場」内に定められた場所についても、出庫する際には、他の者に駐車されないよう各自でスペースを確保してください。
- 5 通路や駐車場での喫煙は、禁止となっております。タバコを吸う場合は喫煙コーナーをご利用ください。また、会場内で喫煙者を見かけた際には、そちらで吸うよう説明してください。
- 6 現在、北海道電力より節電が呼びかけられておりますが、万一停電となった場合には、安全な祭りの運営が難しくなることから、中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 自然災害(地震・台風)等の理由により祭りが開催できない場合、または途中で中止となった場合、その他特別な事情により出店を取り止める場合には、道路使用料等の料金を関係機関に納付しているため出店料をお返しできないことをご承知願います。

### 《注 意》

出店に際し、「名義貸し」等により道路使用許可証、道路占用許可証等の許可証を不正に受けた場合、刑法第157条(公正証書等原本不実記載)に触れる場合があります、処罰の対象となります。